

企業主導型保育事業に係る課税標準の特例について（わがまち特例）

平成29年度税制改正により、企業主導型保育事業の用に供する固定資産についての軽減措置が創設されました。さらに令和5年度税制改正により対象期間が延長されました。

1 対象者

平成29年4月1日から**令和6年3月31日**までの期間に政府から企業主導型保育事業の**運営費に係る補助**を受けた者

2 特例対象資産

当該事業の用に供する固定資産（有料で借り受けたもの除く）

3 特例内容

補助対象期間内の**補助開始日の属する年の翌年から5年度分**の固定資産税に限り、課税標準額が**2分の1**に軽減されます。

なお、各年度の賦課期日（1月1日）において、**補助開始日から引き続き補助を受けている場合**に限り特例の対象となります。

〔提出書類〕

- ・企業主導型保育事業補助金の支払等の確認できる書類（運営費助成額決定通知書の写し）

※毎年度必要です。（5年度）

※「施設整備費に係る助成決定通知書」は不可

※資産の増加がある場合は、「償却資産申告書・明細書」と併せて、別紙「固定資産特例申請書」を提出してください。